

児童福祉法の一部を改正する法律

(平成一五年七月一六日法律第一二一号)

一、提案理由(平成一五年六月四日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました二法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

急速な少子化の進行等に伴い、すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てをしやすい環境を整備することが喫緊の課題となっていることを踏まえ、地域における子育て支援の強化を図るため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、市町村は、子育て支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととしております。

また、市町村は、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言等を行うこととしております。

第二に、市町村保育計画等の作成であります。

保育の実施への需要が増大している市町村及び都道府県は、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を定めるものとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十七年四月一日としております。

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明を申し上げます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一五年六月一三日)

中山成彬君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地域における子育て支援の強化を図るため、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業等の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関し、情報の提供、相談及び助言等を行うこと、

第二に、保育の実施への需要が増大している市町村及び都道府県は、保育実施事業等の供給体制の確保に関する計画を定めること

等であります。

両案は、去る六月三日本委員会に付託され、四日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、六日から質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終了後、次世代

育成支援対策推進法案に対し、日本共産党より修正案が提出されました。続いて採決に入り、まず、日本共産党提出の修正案について採決の結果、本案は賛成少数をもって否決され、次いで、内閣提出の両案について採決の結果、次世代育成支援対策推進法案は賛成多数をもって、児童福祉法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年六月一日）

（次世代育成支援対策推進法（平一五法一二〇）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一五年七月九日）

金田勝年君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

……………（略）……………

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案は、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備することにより、地域における子育て支援の強化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、少子化対策のこれまでの評価と今後の取組、事業主等の行動計画の実効性を確保するための方策、地域の実情に応じた子育て支援の必要性等について質疑が行われたほか、内閣委員会との連合審査会を開会し審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

両法律案に対する質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一五年七月八日）

（次世代育成支援対策推進法（平一五法一二〇）の附帯決議と一括して掲載）